

「SAGA 部活」ブランディング戦略策定業務委託仕様書

1 委託業務名

「SAGA 部活」ブランディング戦略策定業務委託

2 目的

佐賀県教育委員会では、「将来、オリンピックに出たい!」「友達と楽しくやりたい!」など、子どもたちの部活動に対するニーズの多様化や、少子化に伴う部活動数・部員数の減少を見据え、令和3年度から市町教育委員会と連携して、子どもたちの「やりたい!」を支え続けるため、「SAGA 部活」と称した部活動改革を推進している。

「SAGA 部活」を推進していくためには、学校や地域、保護者に「SAGA 部活」の理念や必要性への共感を広げ、各市町ごとで実態に即した改革を進めていく必要があるが、現状としては、十分に組み合わせていない様子が多く見られる。

この要因の一つに、学校や地域、保護者の間で「部活動は学校単位で行われるもの」という認識が根強くあると考える。

そこで、こうした状況を打開するため、佐賀県教育委員会が県全体で部活動改革を盛り上げながら、市町の取組を大きく後押しし、子どもたちの「やりたい!」をしっかりと支えていくことができるよう、学校や地域、保護者に対して「SAGA 部活」の理念や必要性を浸透させ、共感を広げ、「SAGA 部活」の推進を加速化させる、「SAGA 部活」ブランディング戦略を策定することとする。

(参考) 「SAGA 部活」のコンセプト

- ・「子どもたちがスポーツや文化芸術に触れられる機会の確保」
 - ・「子どもたちや指導者、それぞれの想いを形にした部活動改革の推進」
- ※「SAGA 部活」提案書参照

3 業務内容

「SAGA 部活」ブランディング戦略策定に関する次の業務を行う。

(1) 本事業全体の総括ディレクション業務

「SAGA 部活」のコンセプトをもとに、本事業の趣旨を尊重しながら、事業全体の監修及び企画、制作、進行を行う。

なお、必要に応じて知見を有する専門家(クリエイター、デザイナー等)と連携するなど、具体的な体制についても提案すること。

(2) ブランディング戦略の策定

学校や地域、保護者に対して「SAGA 部活」の理念や必要性を浸透させ、一緒になって取り組んでいくという意識改革を行いながら、佐賀ならではの強みや将来性等のポテンシャルを探り、それを生かしたブランディング戦略を策定する。

(3) 広報戦略の策定

(2) で策定するブランディング戦略に基づき、効果的な情報発信を行うための広報戦略を策定する。

なお、具体的な情報発信のツール、キャッチフレーズ、ロゴマーク、「SAGA 部活」の構想図等についても提案すること。

4 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打ち合わせを行うほか、関連事業全体について随時助言を行うものとする。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

5 成果物の提出

本業務で提案したその他広報物等のデザインを、県が定める期日までに県に提出する。

また、業務完了の際は、業務完了報告書を作成し、本業務により製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等と併せて、県に提出する。

6 委託金額

金 2,920,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 委託料の支払い

完了払

8 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

9 業務実施上の留意事項

(1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）、意匠権等が、県に帰属するものとする。

(2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。

(3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知りえた情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知りえた個人情報は、秘密を保持し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用を禁止する。
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (6) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定する。

チーム佐賀・オール佐賀で支える

“SAGA部活”

〈 提案書 〉



SAGABUKATSU ミライプロジェクト委員会

- はじめに -

部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけではなく、責任感や連帯感の涵養など、生徒にとって多様な学びの場となっています。

一方、少子化や働き方改革など、多くの課題を抱えており、これらの課題は、学校だけで解決することが難しくなっています。

生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものとするためには、これまでの枠組にとらわれない新たな運営体制を構築していく必要があります。

そこで、昨年7月に「SAGABUKATSU ミライプロジェクト委員会」を立ち上げ、現状や課題の分析を行うとともに、本県が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきました。

本書では、委員会での議論を踏まえ、いくつかのモデルパターン等をお示ししております。今後、各市町教育委員会、各学校において本格的に改革を進めていくに当たり、その発射台として御活用いただければ幸いです。

結びに、長い歴史を持つ部活動の改革には、大きなエネルギーが必要です。本県の未来を担う子供たちのために、関係者の知恵と力を結集して、素晴らしいスポーツ・文化芸術の環境を築いてまいりましょう。

令和4年3月

SAGABUKATSU
ミライプロジェクト委員会

委員長 落合 裕二

- はじめに -

1. 部活動の意義や現状・課題	3
2. 改革の必要性(部活動を取り巻く主な環境の変化)	4
3. 改革の方向性(目指す姿)	6
4. SAGA部活の主な課題と対策	8
5. 教職員のSAGA部活への関わり方	9
6. モデルパターン	10
7. ロードマップ	22
8. 参考資料	23

(1) 部活動の意義(メリット)

<文化芸術、スポーツ活動全般の内容>	<学校の部活動に特化した内容>
<ul style="list-style-type: none">■ 活動を通じた人間形成■ 望ましい人間関係の構築■ 自己実現の支援■ 技能や体力の向上	<ul style="list-style-type: none">■ 学校教育と連動■ 多様な生徒の活躍の場■ 安価・機会平等■ 文化芸術、スポーツの裾野拡大

(2) 部活動の現状・課題

<生徒・保護者にとって>	<学校・教職員にとって>
<ul style="list-style-type: none">■ 生徒(部員)数の減少■ ニーズの多様化■ 過熱化■ 指導者が専門外■ 指導者の転勤■ 活動量の減少(ガイドラインの制約)	<ul style="list-style-type: none">■ 教職員(顧問)数の減少■ 複数顧問の配置困難■ 部活動数と顧問数のアンバランス■ 専門外指導者の精神的負担■ 働き方改革■ 自己実現の場の縮小

(1) 部員減少・ニーズの多様化

- 少子化に伴う部員数の減少が深刻化
- 生徒や保護者の部活動に対するニーズが多様化

➤ 生徒の「やりたいこと」と「できること」のミスマッチ

(2) 運動／文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁，H30.12 文化庁）

- 休養日（週2日以上：平日1日以上、休日1日以上）の設定
- 活動時間（平日2時間程度、休日3時間程度）の遵守
- 学校と地域が協働・融合したスポーツや芸術文化の環境整備を推進
- 日本中体連は、主催する大会の参加資格の在り方等の見直し
- 文化部活動に関わる全国組織等は、主催する大会等の参加資格のあり方等の見直し

➤ 適度な活動量を望む生徒と高強度を望む生徒の二極化

(3) 学校における働き方改革に関する取組の徹底（H31.3 文科省）

- 採用や人事配置等に際し、部活動の指導力は付随的なものとして位置づけるよう留意
- 高校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方等の見直し
- 生徒や教師の数等を考慮した部活動の設置数の適正化
- 生徒の機会確保に資する合同部活動や地域クラブ等との連携推進

➤ 教職員の献身的な指導による部活動の維持存続は困難

(4) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（R2.9 文科省、スポーツ庁、文化庁）

- 教師が休日の部活指導に携わる必要がない環境を構築
- 平日の「学校部活動」と休日の「地域部活動」の連携（R5から段階的移行）
- 主に地方大会の在り方の見直し
- 主として中学校を対象
- 高校も同様の考え方を基本とするが、部活動が学校の特色となっているケースに留意（この場合、設置者は教師の負担軽減を考慮した指導体制を構築）

➤ 部活動の指導に熱心な教職員の自己実現の場の縮小

(5) 第3期スポーツ基本計画〔諮問〕（R3.4 スポーツ庁長官）

- 学校における働き方改革の視点も踏まえて、運動部活動改革に取り組むとともに、地域における青少年のスポーツ環境の整備を進めていくことが急務の課題

➤ 今後5年間（R4～R8）のスポーツ施策に位置付け

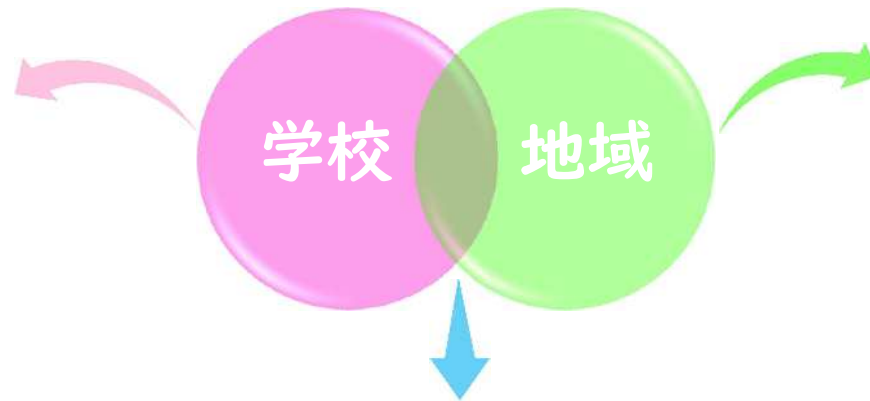
部活動を生徒及び教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものとするためには、従来の枠組にとらわれない、新たなスタイルを確立する必要がある。

◆ コンセプト ◆

- 子供たちがスポーツや文化芸術に触れられる機会を確保する。
 - ⇒ 様々なパターンの活動を支援
- 子供たちや指導者、それぞれの想いを形にした部活動改革を推進する。
 - ⇒ 多様化するニーズに応じた体制を整備

「学校」と「地域」の力を結集！！

学校の教育活動と連動しているなどのメリットがある**学校**の活動



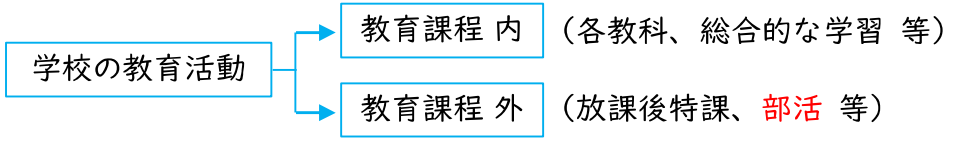
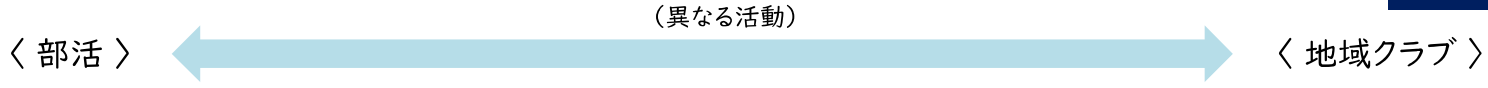
一貫指導体制の確立などのメリットがある**地域**の活動

学校と**地域**が連携・融合した活動

これまでの部活

部活 = 学校で行われる子供たちの活動

学校が主体



SAGA部活

部活 = 学校や地域で行われる子供たちの活動

学校と地域が共に主体

◆ 「学校」と「地域」の力を結集



〈 学校部活動 〉

〈 学校部活動 〉 + 〈 地域部活動 〉

〈 地域部活動 〉

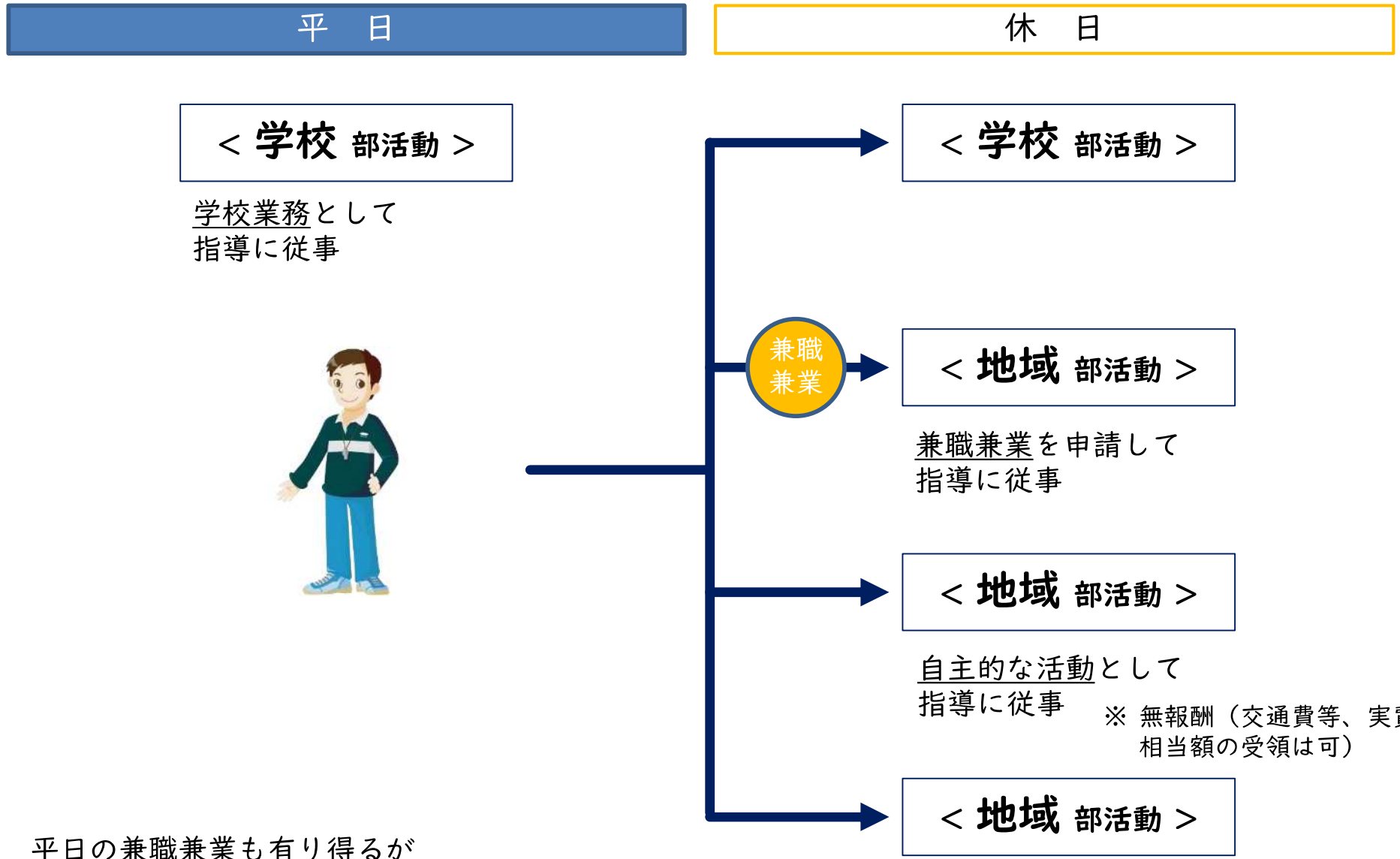
(地域クラブを含む)

※将来的には
地域のウエイトが高まる

4. SAGA部活の主な課題と対策

No.	課題	対策	該当区分		
			学校部活動	学校部活動 + 地域部活動	地域部活動
①	顧問が専門外の場合、専門的な指導を望む生徒のニーズに応えられず、顧問も負担を感じる。	外部指導者や部活動指導員など、地域の人材を活用する。等	■		
②	合同チームや合同バンドの場合、大会等の参加要件によって参加の不可が左右される。	参加要件を緩和したり、合同チームや合同バンドでも参加可能な大会等を選択したりする。等	■	■	
③	活動場所が学校外の場合、使用料が発生する。	減免措置の弾力的運用等について、県教委や各市町教委等が検討する。等	■	■	■
④	平日と休日等で指導者が変わる場合、指導方針が異なるなどして生徒が混乱する。	学校と地域の指導者が、日頃から指導方針等について共通認識を図る。等		■	
⑤	地域活動の場合、日本スポーツ振興センターの給付対象外となる。	スポーツ安全保険等への加入を推奨する。等		■	■
⑥	地域活動の場合、指導者への謝金等の財源確保が必要となる。	国の委託事業を活用したり、受益者負担の概念(制度)を定着させたりする。等		■	■
⑦	地域の受け皿や人材の確保が必要となる。	拠点型クラブ等を支援したり、人材バンクを設置したりする。等		■	■
⑧	教職員の地域活動への関わり方を整理する必要がある。	兼職兼業制度を活用する。等		■	■
⑨	現時点では、学校体育団体が主催する「学校対抗」の大会への参加資格がない。	競技団体等が主催するオール参加型の大会を選択する。等			■

5. 教職員のSAGA部活への関わり方



※ 平日の兼職兼業も有り得るが
「指揮命令系統」「実施場所」「指導体制」
「活動形態」「活動内容」
等に鑑み、学校業務の一部とみなされる場合は不可

区 分	型 名	方式名	内 容
A. 学校部活動	1. 従来型	A-1 継続方式	これまでのスタイルを継続
	2. 協力型	A-2-① 外部指導者方式	外部指導者によるサポート
		A-2-② 部活動指導員方式	部活動指導員によるサポート
	3. 合同型	A-3-① 拠点校方式	種目・分野毎に拠点校を指定
		A-3-② 拠点施設方式	地域の拠点施設で活動
B. 学校部活動 + 地域部活動	1. 融合型	B-1-① 学校拠点方式	学校の施設で複数世代が活動
		B-1-② 地域拠点方式	地域の施設で複数世代が活動
	2. 連携型	B-2 地域部活動連携方式	平日：学校、休日：地域
C. 地域部活動	1. 移行型	C-1-① 公的・民間クラブ方式	公的又は民間クラブに移行
		C-1-② 保護者会等運営方式	保護者会や同窓会が運営
		C-1-③ 地域クラブ方式	学校の部活動から地域クラブへ

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	I. 従来型	A-I 継続方式

概要

- 従来の部活動の運営スタイルを継続する。
- 「運動／文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、教職員の「働き方改革」にも確実に取り組む。

適合ケース

- 生徒や保護者、教職員ら関係者が従来の運営スタイルの継続を望んでいる。
- 生徒数、活動場所、指導者など、継続するための環境が整っている。

メリット

- 現在の状況に関係者が満足しており、ガイドライン等も守られているような部活動についてまで、無理に改革を進める必要がない。

運営主体

- 各学校

指導者

- 各学校の教職員

構成員

- 各学校の在籍生徒

ガイドライン

<休養日>

- 週当たり2日以上
(平日:1日以上、土日:1日以上)

<活動時間>

- 平日:2時間程度
- 休日:3時間程度

※ 高校も原則適用。
高校は中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることなどに留意。

課題

他の生徒に合わせざるを得ない生徒、保護者等からの要望に答えざるを得ない教職員の把握。

対策例

管理職がアンケートを行うなど、正確な状況を把握する。



区分	型名	方式名
A. 学校部活動	2. 協力型	A-2-① 外部指導者方式

概要

- 学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を委嘱する。
- 「地域のスポーツ指導者活用マニュアル」(佐賀県教育委員会)に基づき運営する。

適合ケース

- 生徒や保護者、部活動の顧問が、外部指導者による指導を強く望んでおり、学校長も承認している。
- 顧問も部活動の活動場所に同席できる。

メリット

- 専門性の高い技術指導を望んでいる生徒たちのニーズに応えることができる。
- 顧問が専門外(未経験者)の場合、精神的な負担を軽減することができる。

地域のスポーツ指導者活用マニュアル

<委嘱までの流れ>

- 1 申請書の提出
 - 顧問及び保護者の連名で学校長に提出
- 2 誓約書の提出
 - 外部指導者が学校長に提出
(内容例)
・顧問の計画を遵守し、教育的配慮のもと指導にあたること。
- 3 委嘱状の交付
 - 上記を踏まえ学校長が委嘱状を交付

課題

対策例

外部指導者への謝金の財源確保。	⇐	県・市町の補助事業の活用や教育振興会費での対応。
外部指導者と生徒間のトラブル。	⇐	マニュアルの遵守や研修会の開催。

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	2. 協力型	A-2-② 部活動指導員方式

概要

- 教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。
- 身分は会計年度任用職員。(地方公務員)

適合ケース

- 学校長が、部活動指導員による指導を強く望んでおり、教育委員会も承認している。
- 顧問が部活動の活動場所に随時、同席することができない。

メリット

- 専門性の高い技術指導を望んでいる生徒たちのニーズに応えることができる。
- 部活動指導員は単独指導や単独引率が可能なため、顧問の働き方改革につながる。

部活動指導員活用事業実施要項

<任命までの流れ>

1 事業計画書等の提出

- 学校長が学校の設置者に提出(市教委は写しを県教委に提出)

2 任命書の交付

- 学校の設置者が任命書を交付



<生徒>
専門的な指導に満足



<教職員>
部活以外の時間確保

課題

対策例

部活動指導員への謝金の財源確保。



国・県・市町の補助事業の活用。

部活動指導員と生徒間のトラブル。



研修会への参加の義務付け。

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	3. 合同型	A-3-① 拠点校方式

概要

- 1つの校種(世代)が1つの学校に集まり、合同で活動する。(例:A中学校に、B中学校とC中学校も加わり3校で活動する。)
- 競技種目・分野別に拠点校を定める。

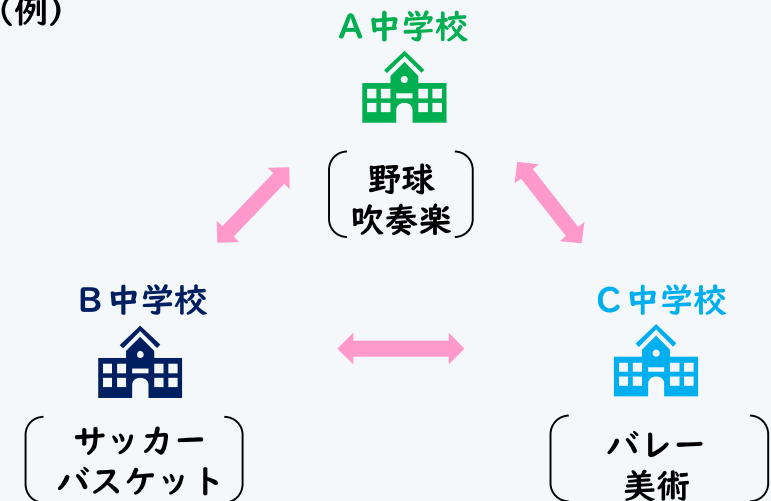
適合ケース

- 部員数が少なく、単独校では十分な活動を行うことができない。
- A校には専門の教職員がいるが、B・C校には専門の教職員がいないなど。

メリット

- 特に団体競技などにおいて、充実した活動を行うことができる。
- 複数校の教職員が順番で指導にあたるなどのルールを決めることで働き方改革にもつながる。

(例)



課題

対策例

移動に時間がかかる。

⇐

曜日別に単独/合同活動を定める。

大会参加の可否が各大会の参加要件に左右される。

⇐

参加要件の緩和や参加可能な大会の選択。

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	3. 合同型	A-3-② 拠点施設方式

概要

- 1つの校種(世代)が1つの地域施設に集まり、合同で活動する。(例:A中学校、B中学校、C中学校が市民グラウンドで活動する。)
- 競技種目・分野別に拠点施設を定める。

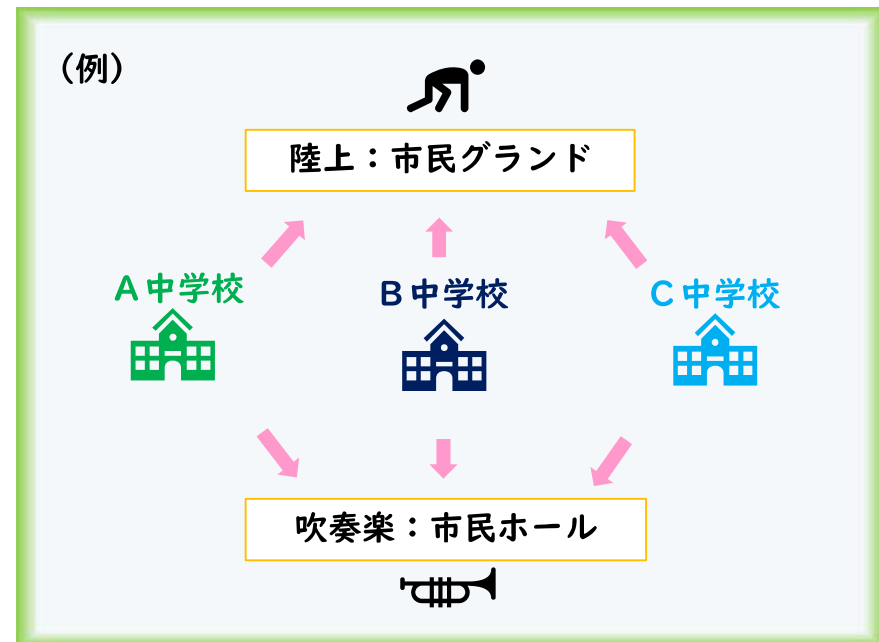
適合ケース

- 部員の数少なく、単独校では十分な活動を行うことができない。
- 地域に拠点となる施設がある。

メリット

- 特に団体競技などにおいて、充実した活動を行うことができる。
- 複数校の教職員が順番で指導にあたるなどのルールを決めることで働き方改革にもつながる。

(例)



課題	対策例
移動に時間がかかる。	⇐ 曜日別に単独/合同活動を定める。
施設使用料の財源確保。	⇐ 減免制度の弾力的運用と教育振興会費での対応。

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	I. 融合型	B-I-① 学校拠点方式

概要

- 複数の校種(世代)が1つの学校拠点に集まり、合同で活動する。(例:A高校に、B高校、中学生、小学生が集まり活動する。)
- 競技種目・分野別に学校拠点を定める。

適合ケース

- 各世代の競技人口が少なく、単独での活動が難しい。
- 専門性の高い学校の教職員が、各世代の指導に従事できる環境がある。

メリット

- 育成から強化まで、一貫した指導体制を確立することができる。
- 学校部活動と地域部活動の長所を合わせることで、生徒等の幅広いニーズに応えられる。

(例)

体操(競技)	クライミングウォール
鳥栖高校 	多久高校 
ホッケー	なぎなた
伊万里実業高校 	佐賀東高校 牛津高校 

※ 学校拠点に小学生から一般までが集まって活動する。

課題

移動に時間がかかる。

⇐

曜日別に単独/合同活動を定める。

地域部活動の場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外。

⇐

スポーツ安全保険等への加入を推奨。

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	I. 融合型	B-I-② 地域拠点方式

概要

- 複数の校種(世代)が1つの地域拠点に集まり、合同で活動する。(例:SAGAプラザに、A高校、中学生、小学生が集まり活動する。)





適合ケース

- 各世代の競技人口が少なく、単独での活動が難しい。
- 特殊施設であり、活動場所が限定的である。

メリット

- 育成から強化まで、一貫した指導体制を確立することができる。
- 学校部活動と地域部活動の長所を合わせることで、生徒等の幅広いニーズに応えられる。

(例)

ヨット	水泳(飛込)
ヨットハーバー 	SAGAアクア 
フェンシング	ボート
SAGAプラザ 	松浦川ボートハウス 

※ 地域拠点に小学生から一般までが集まって活動する。

課題

県内全域からの参加が難しい。

⇐

保護者による送迎での対応。

地域部活動の場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外。

⇐

スポーツ安全保険等への加入を推奨。

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	2. 連携型	B-2 地域部活動連携方式

概要

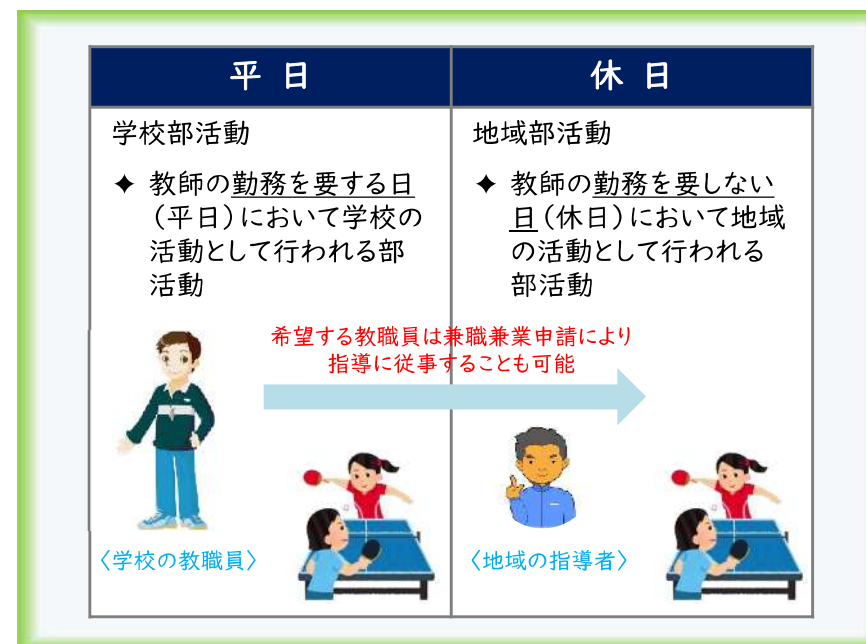
- 平日は「学校部活動」として活動し、休日は「地域部活動」として活動する。
- 休日の指導は教職員以外に委ねるか、希望する教職員が兼職兼業制度を活用して行う。

適合ケース

- 地域に「受け皿」となる団体（学校以外の運営主体）があり、指導を委ねることができる。
- 地域に指導者がいる。又は兼職兼業制度を活用しての指導を希望する教職員がいる。

メリット

- 休日の活動に参加するかどうかは、生徒自身が自由に選択できる。
- 教職員が休日の部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。



課題

スポーツ庁の委託事業は予算に上限がある。

「受け皿」が不足している。

対策例

説明会等を重ね、受益者負担の概念を定着させる。

競技団体やスポーツ協会に依頼する。

区分	型名	方式名
C. 地域部活動	I. 移行型	C-I-① 公的・民間クラブ方式

概要

- 部活動から公的クラブ（総合型地域スポーツクラブ等）に移行する。
- 部活動から民間クラブ（スイミングスクール等）に移行する。




適合ケース

- 地域に公的クラブが設置されており、生徒が希望する競技種目・分野を行うことができる。
- 民間企業がクラブ等を経営されており、生徒が希望する競技種目・分野を行うことができる。

メリット

- 人事異動により指導者が入れ替わることがなく、生徒は継続した指導を受けることができる。
- 教職員が部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。

(例)

公的クラブ	民間クラブ
かわそえスポーツクラブ 	スイミングスクール 
多久スポーツピア 	テニススクール 

課題

学校の部活動の「受け皿」となり得る総合型地域スポーツクラブ等が少ない。

対策例

国、県、市町が連携し、総合型地域スポーツクラブ等の体制強化を図る。



区分	型名	方式名
C. 地域部活動	I. 移行型	C-I-② 保護者会等運営方式

概要

- 学校に代わり、保護者会や同窓会が運営主体となって部活動を継続する。
- 保護者会等が学校の教職員に指導を依頼する場合、教職員は兼職兼業制度を活用する。

適合ケース

- 保護者会や同窓会が新たに運営主体となる体制が整っている。
- 新たな運営主体が、指導者（学校の教職員を含む。）を確保できる。

メリット

- 生徒はこれまでと同じ施設、同じメンバー（部員）で、活動を継続することができる。
- 保護者会等が運営主体となることで、生徒の希望が反映されやすい。

〇〇会（=同窓会名）
文化・スポーツ推進クラブ設置要綱（例） 抜粋

<p>第2条 構成員 推進クラブは、次の各号に掲げるもののうち、入会を希望する会員をもって構成する。</p> <p>(1) 同校在校生及び保護者</p> <p>(2) 同校卒業生</p> <p>(3) 同校教職員</p> <p>(4) 地域住民</p> <p>第6条 指導者 指導者は、学校教育の目的を理解するとともに、</p>	<p>高い見識を備えた人物の中から代表が委嘱する。</p> <p>第11条 会費及び使途 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会費は、次の各号に掲げる経費に充てる。</p> <p>(1) 保険の加入に要する経費</p> <p>(2) 指導者への謝金</p>
--	---

課題

保護者会が運営主体となる場合、子供が卒部すると体制が入れ替わる。



対策例

基本理念や規約を定め、運営形態に継続性を持たせる。

区分	型名	方式名
C. 地域部活動	I. 移行型	C-I-③ 地域クラブ方式

概要

- 学校の部活動から、既に活動している地域クラブに移行する。
- 新たに地域クラブを設立し、学校の部活動から移行する。

適合ケース

- 地域に部活動の「受け皿」となる既存の地域クラブがある。
- 活動場所や指導者が確保できているなど、新たに地域クラブを設立する環境が整っている。

メリット

- 生徒は、より専門性の高い技術指導や継続した指導を受けることができる。
- 教職員が部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。

(例)

年度	区分
~ R3	学校部活動 指導者：学校の教職員
R4~R6	学校部活動 + 地域部活動 指導者：平日 教職員 休日 地域の指導者
R7~	地域部活動 指導者：地域の指導者

課題

対策例

経済的理由によりスポーツ等をする機会を奪う可能性がある。

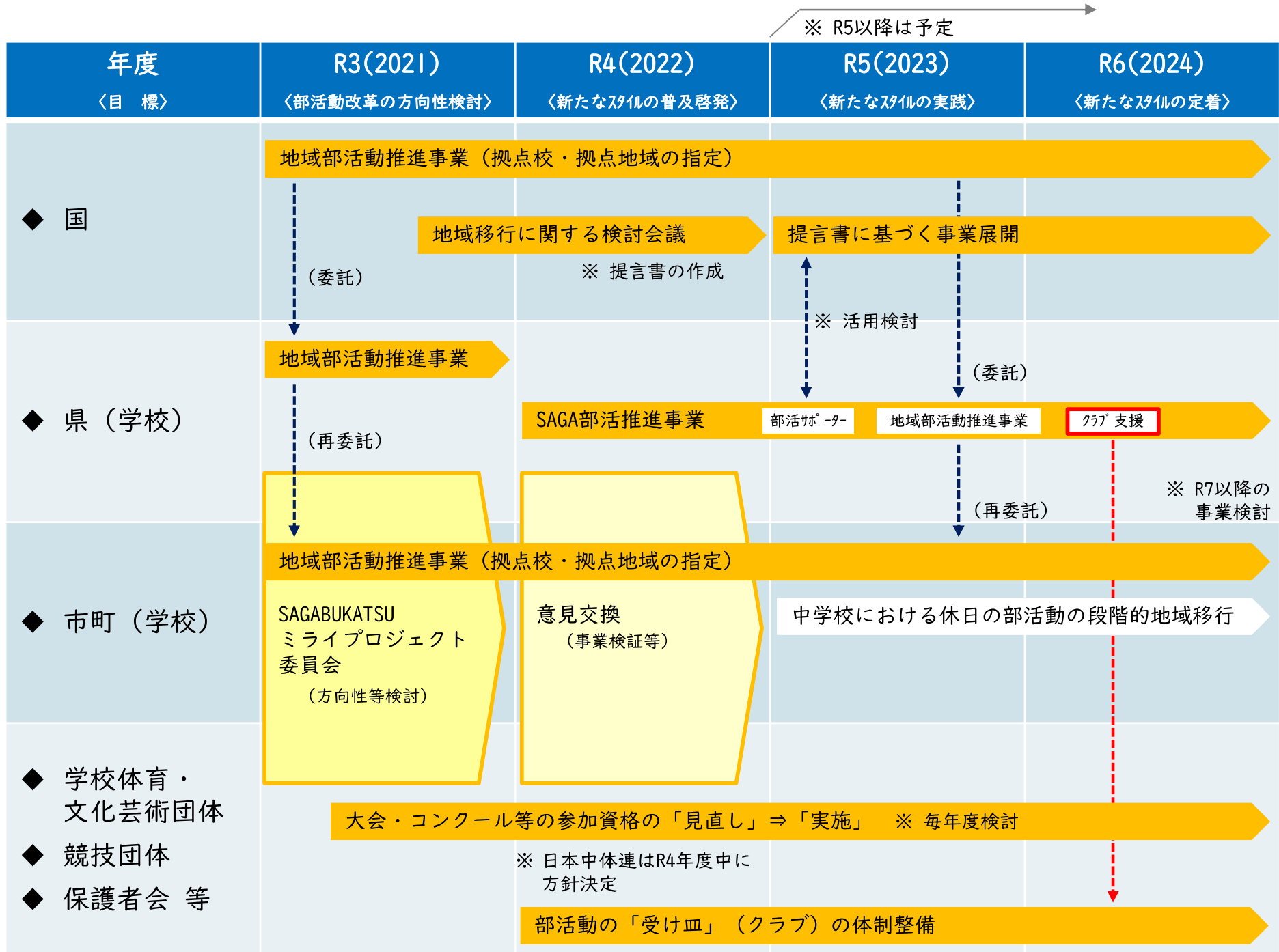
←

国が検討中の救済措置が制度化されたら、その制度を活用する。

現時点では学校体育団体主催の大会参加が担保されていない。

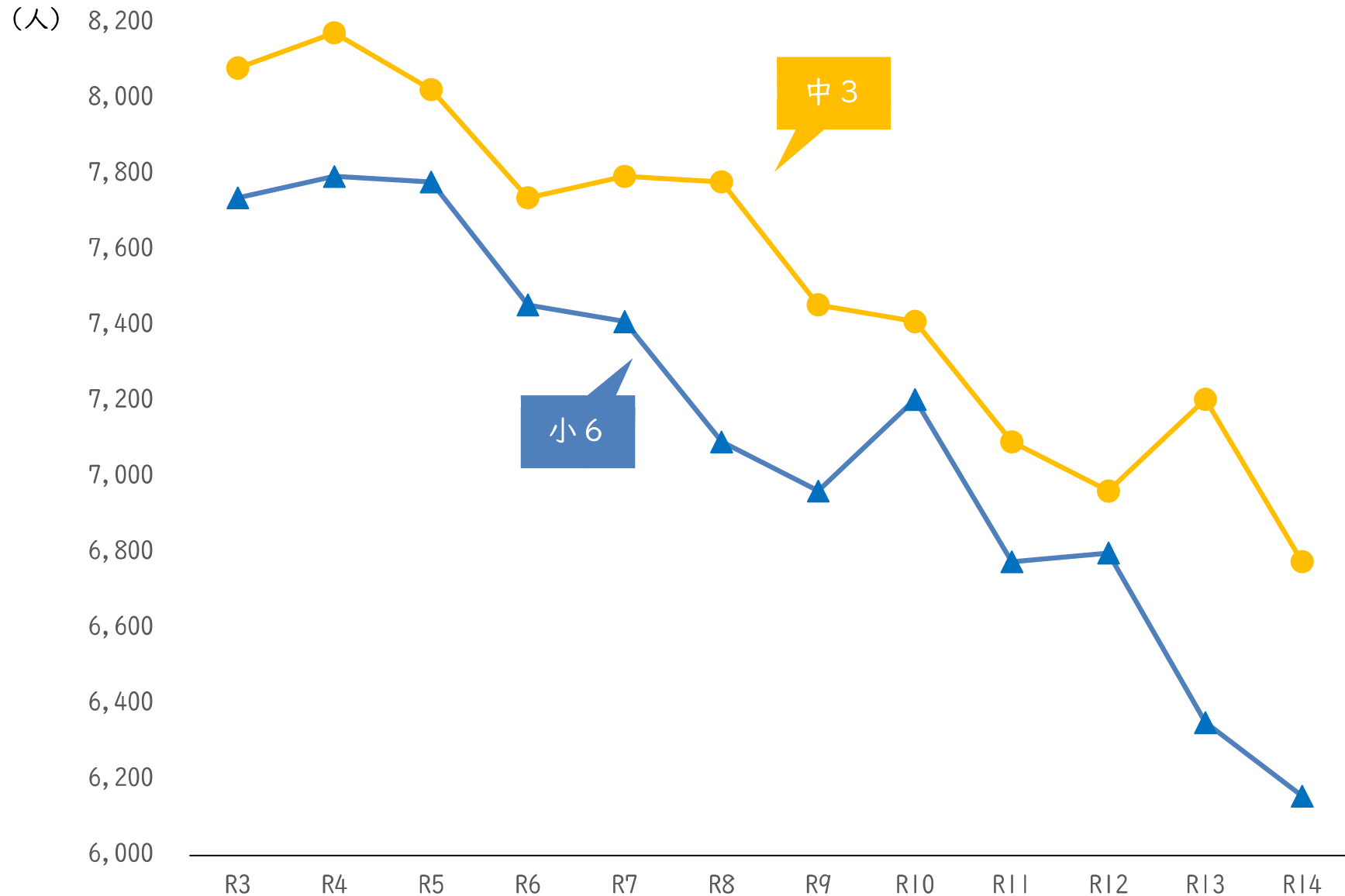
←

大会の参加要件を緩和する。



- (1) 本県の生徒数の状況
- (2) 外部指導者と部活動指導員の比較
- (3) 学校施設の開放に関する国の動向
- (4) 本県の県立学校の開放
- (5) 教職員の兼職兼業
- (6) 補償制度
- (7) 大会・コンクールの参加資格

(1) 本県の生徒数の状況



※ 令和2年度学校基本調査（確報）及び推計人口より推計

(2) 外部指導者と部活動指導員の比較

	外部指導者	部活動指導員
委嘱／任命する者	学校長（委嘱）	学校設置者（任命）
身 分	学校協力者	会計年度任用職員 （地公法第22条の2第1項第1号）
報 酬	市町、学校で設定 （無報酬の場合も有り）	1,600円／時間 （国庫事業の場合の単価）
公務災害補償	×	○
部活動の顧問	×	○
部活動の管理運営	×	○（会計管理を含む）
指導計画の立案	×（顧問に対する助言は可）	○
単独での指導	×	○
単独での生徒の引率	×	○
保護者等への連絡	×（学校の依頼を受けた場合は可）	○

学校体育施設の有効活用に関する手引き (令和2年3月 スポーツ庁)

手引きの背景・目的（要旨）

- 全ての国民が、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。
- スポーツの価値が高まるなか、その基盤である全国の公共スポーツ施設については、施設の老朽化等により安全な施設の提供が困難になり、施設数が減少することも想定される状況にある。
- 一方で、地域の小中高等学校には、公共スポーツ施設の倍以上の学校体育施設があり、住民にとってもっとも身近なスポーツの場として潜在的に存在している。
- 今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、わが国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を如何に活用していくかが重要である。
- 本手引きは、これらの背景を踏まえ、地方公共団体の実務担当者向けに、学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用していくにあたっての道標となることを目的として策定したものである。

地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について(令和3年1月 文化庁)

はじめに（要旨）

- 文化部活動の地域移行を検討するに当たり、地域に向けた体制構築や環境整備について、事例調査の上、検討を行った。
- その結果、文化活動の活動場所を持続的に確保することが、非常に重要であるとの課題が挙げられた。
- 各地域において、文化部活動に加えて文化活動が活発になることにより、その活動場所として今後、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。
- 本事業では学校の負担軽減と、地域における文化活動での利用促進の観点から、学校施設開放の在り方を検討した。
- その上で、学校施設の開放に当たり、留意すべき事項について議論し、学校施設開放の方針（例）を取りまとめた。
- 学校施設開放が地域や学校の実態に応じて、多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待する。

行政財産の目的外使用について

NO	申請団体	許可区分			使用料の減免		備考
		1. 公共団体又は公共的団体 (※1)	2. 学術、スポーツの振興又は社会教育	11. 特に必要と認めるとき	全額	50%	
1	県・市町スポーツ協会及び加盟団体	○			○		利用料を徴収する場合は50%
2	総合型地域スポーツクラブ	○				○ ※2	高額な利用料を徴収する場合は減免不可
3	地域スポーツクラブ(※3)		○		※2	※2	短期間（連続7日以内）の使用のみ許可
4	県内プロスポーツの下部組織の運営会社			○	※2	※2	自治体と連携協定を締結している場合等

※1 教育文化スポーツ団体等（教育団体、文化団体、スポーツ団体等）

※2 初回に限り、資産活用課に要協議

※3 地域の人が無償又は交通費等の対価で指導するような団体

◆ 使用料の他、管理費（光熱水費等）が必要（減免措置の規定あり）

【文科省通知（令和3年2月17日付け2初初企第39号）】

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について

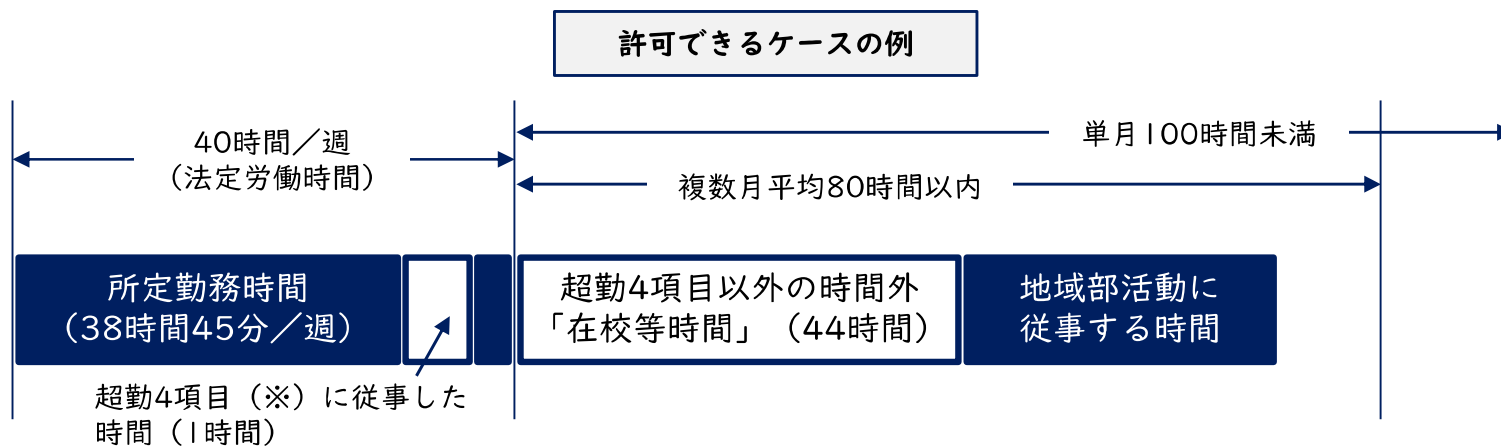
通知の主なポイント

○ 許可する際の留意点

- 当該教職員が希望していること
- 学校運営（教職員の本務）に支障がないこと
- 学校や教職員への信用を失墜させないこと
- 教職員の心身の健康の管理を行うこと（下図参照）
- いわゆる看板の掛け替えではないこと

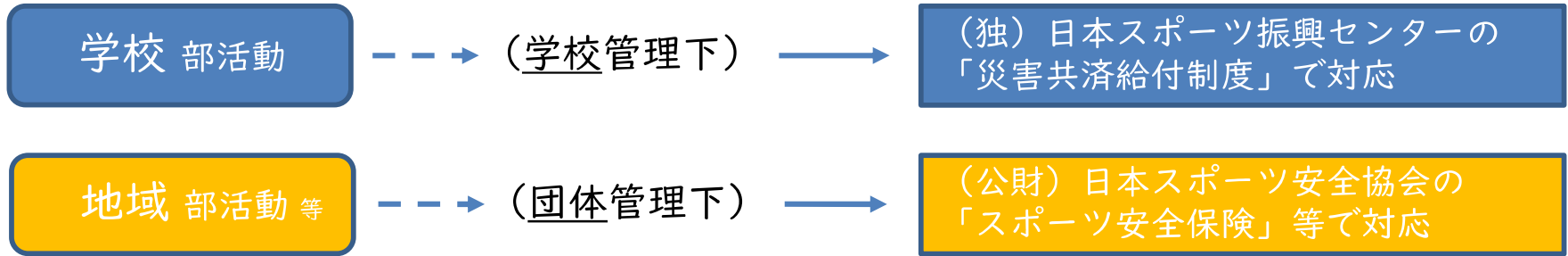
○ その他

- 平日の兼職兼業も有り得る（※個別の総合判断が必要）
- 事故が発生した場合の責任は地域団体等が負う
- 教職員が自校又は他校の部活動指導員となることは想定していない
- 報酬の多寡等は社会通念上妥当であるかで判断



※ 生徒の実習、学校行事、職員会議、非常災害等

⚠
事故等発生



< 参考 >

岐阜市中学校部活動指針(抜粋)

6 「保護者クラブ」

「保護者クラブ」とは、保護者会が部活加入生徒を対象にして部活動以外の活動として行う教育活動外の活動を行うクラブをいう。

(1) 運営

- 運営は、クラブ加入生徒の保護者が行う。
- 運営にかかわる費用は、受益者負担とする。
- 怪我、事故、損害賠償等に備えたスポーツ安全保険に加入する。

はしまなごみスポーツクラブ規則(抜粋)

第7章 指導者、会員の責任

(保険の加入)

第28条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、サポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切責任を負わない。

スポーツ安全保険の概要

- 補償対象となる活動は「スポーツ活動」「文化活動」「ボランティア活動」「地域活動」。
- 4名以上の団体で加入できる。
- 熱中症、食中毒の補償がついている。
- 指導者はもちろん、生徒の賠償責任が補償されている。
- 活動場所と自宅との経路往復途中も補償されている。
- 掛金が安価。 ※ 年間1人あたり、中学生は800円、高校生は1,850円（文化活動等は800円）
大人は1,850円（65歳以上は1,200円）

傷害保険

- * 死亡：2,000万円
- * 後遺障害：最高 3,000万円
- * 入院：日額 4,000円
- * 通院：日額 1,500円

賠償責任保険

- * 身体・財物賠償額合算
：1事故あたり5億円
- * 身体賠償額
：限度額 1人あたり1億円

突然死葬祭費用保険

- * 突然死（急性心不全、脳内出血等）に際し、親族が負担した葬祭費用
：限度額 180万円



教職員が兼職兼業により地域部活動の指導に従事し、事故の責任を負うことになった場合



基本的に国家賠償法の適用外

○ 中学校体育連盟関係

(令和3年度)

	全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程(抜粋)	佐賀県中学校総合体育大会複数校合同チーム編成規程(抜粋)
趣旨・目的	参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、 <u>勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない</u> 。なお、複数校合同チーム(以下合同チームという)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。	複数校合同チーム編成による大会参加を承認するのは、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、 <u>大会に参加できない運動部(部員)に対して大会参加の機会を与えるため、それぞれの学校長の判断により、原則として同一地区内の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。</u>
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。 2. 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。 3. 合同チームとしての大会参加が、<u>都道府県中体連に承認されている</u>。 4. <u>個人種目のない以下の競技(7競技)に限る</u>。 バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)、ハンドボール(7)、軟式野球(9)、ソフトボール(9)、アイスホッケー(11) ※ 但し、()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。 ～ 後略 ～ <div style="border: 1px solid black; background-color: #003366; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈 令和4年度に改定予定 〉</p> <p>8. 複数校とは、2校の合同を原則とする。ただし、合同しようとするすべての学校が最低出場人数を満たしていない等、特別の事情がある場合は、特例として3校以上の合同チームを認める。</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各地区中体連会長、県中体連会長が、目的に照らし合同が適正であると認めた場合に限り、参加を認める。<u>勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない</u>。 2. 合同する各部は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。 3. 合同チームは<u>個人戦を行わない団体競技(6競技)に限る</u>。 出場最低人数は次のとおりとし、()内の数を下回る運動部について他校との合同チーム編成ができるものとする。※競技名省略 〈合同チーム編成基準〉 4. ① 満ちていない学校同士の合同部活動での出場。 ② 満ちていない学校に生徒を補充して出場。補充をする人数は、不足人数とする。 ③ 満ちていない学校Aが満たしている学校Bと合併し合同チームを編成する。その際、日常的に合同練習が行われ適切なメンバーの決定が行われていること。(Aの選手が必ずしも出場するとは限らない) <p>～ 中略 ～</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 複数校とは、2校とする。 9. 地区予選を行わない団体競技で、同一地区内の中学校との合同ができない場合は理事会で審議する。

○ 高等学校体育連盟関係

(令和3年度)

	全国高等学校総合体育大会開催基準要項(抜粋)	佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項(抜粋)
参加資格	<p>～ 前略 ～</p> <p>5. 複数校合同チームの大会参加は認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。</p> <p>～ 後略 ～</p> <p>◆ 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方</p> <p>1. 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。</p> <p>2. 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。</p>	<p>～ 前略 ～</p> <p>5. 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チームによる大会参加を認める。</p> <p>6. 複数校合同チームについては、本大会への出場を認める。但し、上位大会(全九州高等学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会)への出場は認めない。</p> <p>～ 後略 ～</p>

○ 吹奏楽連盟関係

	全日本吹奏楽コンクール実施規定	佐賀県吹奏楽大会参加要項
参加資格	<p>1. 中学校の部 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)</p> <p>2. 高等学校の部 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)</p> <p>～ 後略 ～</p>	<p>1. 九州吹奏楽コンクールに準ずる。</p>

SAGABUKATSU ミライプロジェクト委員会 名簿

(敬称略)

NO.	役職	氏名	所属団体等
1	委員長	落合 裕二	県教育委員会 教育長
2	副委員長	栗原 宣康	唐津市教育委員会 教育長 (市町教育長会連合会推薦)
3	委員	渡瀬 浩介	学校法人永原学園 西九州大学 准教授
4	委員	石橋 節二	県中学校校長会 会長 (みやき町立中原中学校 校長)
5	委員	青木 勝彦	県高等学校長協会・県高等学校野球連盟 会長 (県立佐賀西高等学校 校長)
6	委員	島 一 満	県中学校体育連盟 会長 (佐賀市立城東中学校 校長)
7	委員	牛 島 徹	県高等学校体育連盟 会長 (県立佐賀商業高等学校 校長)
8	委員	池上由香里	県吹奏楽連盟 副理事長 (佐賀市立芙蓉中学校 教諭)
9	委員	糸山 正孝	県高等学校文化連盟 会長 (県立佐賀北高等学校 校長)
10	委員	森 田 徹	県PTA連合会 副会長
11	委員	西 岡 豊	県高等学校PTA連合会 会長
12	委員	川崎 真澄	(公財)県スポーツ協会 常務理事
13	委員	原 敏 朗	(公財)県スポーツ協会 総合型スポーツクラブアドバイザー
14	委員	原 口 克	神埼市教育委員会事務局学校教育課 課長
15	委員	日野 稔邦	SAGAスポーツピラミッド推進グループ 推進監

オブザーバー

(敬称略)

NO.	氏 名	所属団体等
1	原 和 弘	県スポーツ課 課長
2	中島 清孝	県競技力向上推進室 室長
3	堤 啓 剛	県競技力向上推進室 副室長

事務局

NO.	氏 名	所属団体等
1	井 上 洋	県教育庁 副教育長
2	大井手広毅	県教育庁 副教育長
3	松尾 広樹	県保健体育課 課長

その他、教育庁関係各課職員